総務委員会資料

- 2 所管事務の調査(報告)
 - (6) 令和5年度 川崎市土地開発公社「経 営改善及び連携・活用に関する取組評価」 について
- 資料1 令和5年度 川崎市土地開発公社「経営改善及び連携・活用に 関する取組評価」
- 参考資料 1 令和 5 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組 評価」について
- 参考資料 2 令和 5 年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組 評価」の審議結果について
- 参考資料3 土地開発公社保有土地等の状況

令和 6 年 8 月 2 8 日 財 政 局

財政局資産管理部資産運用課

経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (令和5(2023)年度)

川崎市土地開発公社

所管課

法人名(団体名)

経営改善	及び連携・活用に	関する方針								
法人の概要	の取得、管理、処分 (2)法人の設立目的 公共用地、公用地 (3)法人のミッション 地域の健全な発展	公有地の拡大に関する法律(昭和47年法律第66号。以下、「公拡法」という。)第17条に基づき市が必要とする公共用地等 D取得、管理、処分等を行います。 2)法人の設立目的 公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与します。 3)法人のミッション 地域の健全な発展と秩序ある整備を促進するために必要な土地を、公拡法に基づき市の依頼により市に代わって先行取 引し、市の再取得まで適正に管理するとともに、市の再取得依頼に速やかに対応することにより、良好な都市環境の計画的								
	市の再取得まで適正	川崎市の事業計画を円滑に進めるため、市の公共用地先行取得の要請に応じた機動的かつ安定的な用地取得を行い。 市の再取得まで適正に管理することで公共の福祉の増進に貢献します。また、川崎市土地開発公社に係る長期保有土地 消計画に基づき、市と連携して長期保有土地の解消に向け取り組みます。								
本市施策における			政策		施策					
法人の役割		市総合計画上関連す る政策等	_		-					
		関連する市の分野別 計画	_							
現状と課題	び、令和元年6月に (2)課題 保有地の処分件数 分により収入は減少	資金調達手法を公社債発 は市の事業進捗によると しており、収支均衡を図る	終行に見直したことにより、第 こころが大きく、一時貸付による る上で課題となっています。	賃価総額が軽 より貸付収入 また、市から	づき公社保有地を処分してきたこと及 経滅されました。 を得ていた土地についても、市への処 の用地取得の要請に対し、機動的かつ き続き業務改善に取り組んでいく必要					
取組の方向性	の黒字を確保します。 ・現状の土地貸付率す。 (2)連携・活用項目・ ・公拡法に基づき理を・ ・先行取得3制度により ・長期保有土地の解いの軽減を図るため、5	があります。 1)経営改善項目 市の再取得により、土地貸付収入が減少する場合においても、効率的な経費の支出等により、計画期間を通じて経常収支 D黒字を確保します。 現状の土地貸付率を維持するとともに、新たな収入源について検討を行うことで、安定的な土地貸付収入の確保を図りま								

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4カ年計画の目標

- 公拡法に基づき、市の依頼により機動的かつ安定的に公共用地を先行取得するとともに、保有期間中における適正かつ効率的な保有地管 理を行うことで、市の再取得依頼に速やかに対応します。
- ・保有土地の再取得は市の財政事情によるところが大きいものの、市と協力して今後の見通しを整理しながら、計画的な処分を行います。あ わせて、将来的な市の財政負担軽減のため先行取得資金調達の際には、最も有利な資金調達手法を検討します。
- ・安定的な経常利益を実現するため、市の再取得により財源が減少する場合には新たな収入源について検討します。
- ・業務改善を推進し、効果的、効率的な業務運営を行います。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和5 (2023)年度)	実績値 (令和5 (2023)年度)	単位	達成度 (※1)	本市による評価 ・達成状況 (※2) ・費用対効果 (※3)	今後の取組の方 向性 (※4)
1	公共用地取得事業	市の依頼に基づく土地の迅速な先行 取得の対応状況	100 (2/2)	100	100 (1/1)	%	a	A	I
2	公共用地処分事業	市の再取得依頼に対する保有土地 処分の対応状況	100 (6/6)	100	100 (5/5)	%	а	A	I
3	公共用地管理事業	保有土地の適正管理及び迅速な不 法投棄への対応	0	0	0	件	а	Α	I

2. 経営健全化に向けた取組

	□ bc = 101.1.7 /c-bc/bc								
取組No.	項目名	指標	現状値 (令和3 (2021)年度)	目標値 (令和5 (2023)年度)	実績値 (令和5 (2023)年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の方 向性
		経常収支比率	100.8	100	100.6	%	а		
1	公社経営の健全化	公有地取得事業収益以外の収益	30,658	30,000	25,700	千円	O	С	п
		長期保有土地の貸付実施割合	55	45	60	%	а		

3 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	3名 指標		目標値 (令和5 (2023)年度)	実績値 (令和5 (2023)年度)	単位	達成度	本市による 評価 ・達成状況	今後の取組の方 向性
1	業務改善	紙文書電子化の推進	Í	30	31	%	a	A	т
		オンライン会議の実施	-	40	40	%	а	^	1
	社会貢献	障害者就労施設等からの調達の推 進	-	1	2	件	a	A	I

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上~目標値未満、c. 目標達成率60%以上~現状値未満、d. 目標達成率60%未満】

(行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上~110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上~120%未満、4). 実績値が120%以上)

(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】

(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】

(※4)【Ⅰ. 現状のまま取組を継続、Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、Ⅲ. 状況の変化により取組を中止】



法人及び本市による総括

【令和4(2022)年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】
・令和4年度の市の総括を踏まえ、市の事業計画を円滑に進めるため、市の要請に対し速やかに対応し、機動的かつ安定した運営を行いました。

「経営健全化に向けた取組」については、今後保有土地処分が進むと、保有土地貸付収入の減が見込まれるため、保有土地の新たな活用の可能性につ いて事業者に提案し、収入確保等の検討を進め、その他の収益の確保策として、保有床の有効活用の可能性や、資金の運用方法について検討を進めまし

【令和5(2023)年度取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】 ・「本市施策推進に向けた事業取組」及び「業務・組織に関する取組」については目標を達成し、公共の福祉の増進に寄与しており、本市が求める役割を十 分果たしています。なお、「経営健全化に向けた取組」については、本市が取組を進めている長期保有土地の解消計画に基づき本市への処分を適切に進めておりますが、現在貸付中の土地を含む保有土地の処分が進むことで、貸付収入の確保は難しくなることが見込まれます。再取得の時期や事業化の見 込みを踏まえ、現在検討しているシェアサイクルの導入を含め、様々な活用法について事業者に提案するとともに、その他の収益確保策についても引き続 き検討を行ってください。

令和6年6月の公社債償還後の資金調達を遅滞なくかつ円滑に実施し、今後も、市の事業計画を円滑に進めるため、市の要請に対し速やかに対応し、機 動的かつ安定した運営を行うことを期待いたします。

│ 法人名(団体名) │

1. 本市施策推進に	1. 本市施策推進に向けた事業取組①(令和5(2023)年度)								
事業名	公共用地取得事業								
計画(Plan)									
現状	道路、公園、緑地など、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地を、市の依頼に基づき、先行的に取得しています。土地の先行取得については、令和元年度に1事業分、令和2年度に1事業分実施しており、確実に遂行しています。								
行動計画	引き続き、市の依頼に基づき、地権者との調整や土地売買契約等の公共用地等先行取得に関する手続きを迅速に遂行します。また、市の将来の財政負担を軽減するため、土地の先行取得資金調達の際には、最も有利な資金調達手 法を検討します。								
具体的な取組内容	先行取得に関する相談、依頼事項について関係部署と情報を共有し、令和5年度取得予定の用地及び、相続等により 急遽先行取得すべき事情が発生した用地について、土地売買契約等関係業務等の用地取得に関する業務を円滑に 対応します。 また、令和6年度の公社債償還後の資金調達について、金融市場の動向の把握や金融機関へのヒアリングを実施す るとともに市との協議を行い資金調達手法を決定します。								

実施結果(Do)	
本市施策推進に向けた 活動実績	・市の依頼に基づき、用地取得実施協定を締結した事業用地1事業分(都市計画道路野川柿生線(久本工区)事業)について、土地売買契約等関係業務を円滑に対応し、1か月以内に契約を締結しました。 ・令和6年度の公社債償還後の資金調達について、他都市の動向、市場動向を注視し、市との協議を行い、借入手法や償還方法等を決定しました。

評	評 価(Check)										
本市施策推進に関する指標			目標·実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	市の依頼に基づく土地の迅速な先行取得 の対応状況			目標値		100	100	100	100		
1	説明	市との用地取得実施 か月以内に土地売 件数の割合		実績値	100 (2/2)	100 (3/3)	100 (1/1)			%	
	(=3	指標1 対する達成度	a	c. 実績値が d. 実績値が	目標値以上 現状値(個別設 目標値の60%り 目標値の60%す	以上~現状値(k満	個別設定値)未				

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

市の依頼に基づき、用地取得実施協定を締結した事業用地1事業分について、土地売買契約等関係業務、所有権移転登記関係業務、支払関係業務、契約対象者の税控除関係業務等、用地取得に関する業務を円滑に対応し、目標値の100%を達成しました。

				区分			区分選択の理由					
	本市に はる評価	達成状況	B. ほぼ目標 C. 目標未達 一定の成 D. 現状を下	3. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった		A	取得に関す用地取得実	る業務を迅速に 施協定締結後、	こ対し、土地売覧 対応した結果、 、1か月以内に: 」、目標を達成し	成果指標であ 土地売買契約を	る「市との	
行』	吹サービスコスト			目標·実績	R3年	E 度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
_	事業別の行政サー	ービスコスト		目標値			_	-	_	_	千円	
l	説明 本市財政党			実績値	_		_	_	_	_		

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

改 善(Action)										
	方向性区分		方向性の具体的内容							
実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止		引き続き、現状のまま取組を継続し、市の依頼に基づく先行取得に取り組みます。また、令和6年度の公社債償還後の資金調達について、遅滞なくかつ円滑に資金調達を行います。							

本市施策推進に向けた事業取組②(令和5(2023)年度)								
事業名	公共用地処分事業							
計画(Plan)								
現状	市の依頼に基づき先行取得した土地は、市からの再取得依頼があった場合に処分しています。市の再取得依頼に基づく保有土地の処分については、令和元年度に6事業分、令和2年度に3事業分実施しており、確実に遂行しています。							
行動計画	日頃から市との情報共有を綿密に行い、市の再取得依頼に基づき、土地売買契約の締結や関係資料の提出等、公 共用地等の処分に関する手続きを確実に遂行します。							
具体的な取組内容	所管局に対して定期的に事業進捗度、予算計画等の照会を行い、市との情報共有を綿密に行いながら再取得に向けた見通しを整理するとともに、市が取組を進めている長期保有土地の解消計画に基づき令和5年度に処分を予定している、生田緑地用地、国道409号線予定地、都市計画道路世田谷町田線用地について、関係資料の提出や貸付地の原状復旧など、公共用地等の処分に関する手続きを円滑に進めます。							

実施結果 (Do) 本市施策推進に向けた 活動実績 ・市の再取得依頼に基づき、令和5年度中に5事業分(生田緑地用地、国道409号線予定地、都市計画道路世田谷町田線(登戸陸橋工区)用地、一般国道409号(小杉工区)道路改良事業、都市計画道路世田谷町田線(上麻生 II 期工区))の保有土地の処分を実施しました。

価 (Check) R3年度 <mark>本市施策推進に関する指標</mark> 目標・実績 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 単位 (現状値) 市の再取得依頼に対する保有土地処分の 目標値 100 100 100 100 対応状況 % 市からの再取得依頼件数に対する処 分件数の割合 100 100 100 実績値 (6/6)(7/7)(5/5)a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満

指標1 に対する達成度 a

- c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満
- d. 実績値が目標値の60%未満

※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

市からの再取得依頼に対し、土地売買契約の締結や関係資料の提出等、確実に対応し、適切に保有土地を処分したことにより、目標値の100%を達 成しました。

A

本市に よる評価

達成状況

- A. 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが
- ー定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った

区分

本市からの再取得依頼に対し、確実に保有土地の処分を実施した 結果、成果指標である「市の再取得依頼に対する保有土地処分の 対応状況」が100%となり、目標を達成したため。

区分選択の理由

区分選択の理由

行政	行政サービスコスト			目標·実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
_	事業別の行政サービスコスト			目標値		_	-	-	_	千円
	説明 (直接事業費)			実績値	_	_	_	_	_	713
行政サービスコスト に対する達成度				2). 実績値が 3). 実績値が	・目標値の100% ・目標値の100% ・目標値の110% ・目標値の120%	6以上~110% 6以上~120%				

法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本市に よる評価

費用対効果(「温度状況」と「行政
サービスコストに対す (2). 概ね十分である
温度度」等を踏まえ。
(3). やや不十分である
(3). やや不十分である
(3). ベア・サスをある

区分

- (4). 不十分である

改善(Action)

	方向性区分	方向性の具体的内容		
実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止	引き続き、現状のまま取組を継続し、市の再取得依頼に基づく保有土地の処分を確実に遂行します。		

法人名(団体名)	川崎市土地開発公社	所管課	財政局資産管理部資産運用課
	加帕巾工地闹龙五江	171 日 175	对以内具注目在印具注注用的

本市施策推進に向けた事業取組③(令和5(2023)年度)								
事業名	公共用地管理事業							
計 画(Plan)								
現状	市の依頼に基づき先行取得した土地は、管理状況について、随時市と情報共有を行いながら、定期的なパトロールを行っています。また、隣地地権者の境界立ち合いの際についても状況確認を行う等、適正に管理しています。							
行動計画	保有土地について、市と情報共有を行いながら適正に管理します。不法投棄が発生した場合についても、早急に状況 を把握し、迅速に撤去作業を行う等、適切に対応します。							
具体的な取組内容	定期的なパトロールの実施や、各区道路公園センターと情報共有を行いながら適正に管理し、不法投棄等のトラブルを未然に防ぎます。不法投棄が発生した場合は、早急に状況を把握し、迅速に撤去作業を行う等、適切に対応します。							

実施結果(Do)	
本市施策推進に向けた 活動実績	公社職員による定期的なパトロールの実施や境界確認等の業務の機会を利用し、現地の状況を確認しました。定期的なパトロール等により把握した公社保有土地の情報については、各区道路公園センターと随時共有を行うなど連携を図り、保有土地を適正に管理することで、不法投棄等のトラブルを未然に防止しました。

評	評 価(Check)									
本ī	†施策	推進に関する指標		目標·実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	保有土地の適正管理及び迅速な不法投棄への対応 「不法投棄が発生した件数(不法投棄が発生した場合については、不法投棄を把握後、3日以内に適切に対応できなかった件数)		目標値		0	0	0	0		
1			実績値	0	0	0			件	
指標1 に対する達成度			a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載							

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

パトロールや道路公園センターとの情報共有を確実に実施し、保有土地を適正に管理したことにより、不法投棄のトラブルを未然に防止しました。 不法投棄が発生した件数は0件となり、目標を達成しました。

本市に よる評価

	区分		区が選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	Α	定期的なパトロール及び保有土地の適正な管理を確実に遂行した 結果、成果指標である、「不法投棄等の件数」が0件で目標を達成し たため。

一八里也。一十

行政サービスコスト			目標·実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
-	事業別の行政サービスコスト		目標値		_	_	_	_	7 M
1	説明	本市財政支出 (直接事業費)	実績値	_	_	_	_	_	千円
行政サービスコスト に対する達成度		2). 実績値が 3). 実績値が	目標値の100% 目標値の100% 目標値の110%	6以上~110% 6以上~120%					

4). 実績値が目標値の120%以上 法人コメント(行政サービスコストに対する達成度について)

本市に よる評価

	区分	区分選択の理由
費用対効果 (「達成状況」と「行す ・サービスコストに対 る達成度」等を踏ま 評価)	t (1). 十分である t (2). 概ね十分である t (3). やや不十分である (4). 不十分である	

改善(Action)								
	方向性区分		方向性の具体的内容					
実施結果(Do) や評価(Cheok) を踏まえた 今後の取組の 方向性	I. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善きを行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	-	引き続き、現状のまま取組を継続するとともに、各区道路公園センターとの連携を強化して、不法投棄等のトラブルを未然に防ぎます。					

法人名(団体名)	川崎市土地開発公社	所管課	財政局資産管理部資産運用課
----------	-----------	-----	---------------

2. 経営健全化に向けた取組(1)(令和5(2023)年度) 項目名 公社経営の健全化 計 画 (Plan) 現状 これまで経営改善を進めてきたことで、平成27年度以降は経常収支が黒字となっていますが、一時貸付により貸付収入を得ていた土地についても市への処分により収入は減少しており、収支均衡を図る上で課題となっています。 行動計画 市の再取得により、土地貸付収入が減少する場合においても、効率的な経費の支出や保有する土地の貸付等の新たな収入源の確保により、計画期間を通じて経常収支の黒字を確保します。 公有地取得事業収益以外の収益の確保、長期保有土地の貸付の検討を進めるとともに、オンライン会議の実施等、効率的な業務の実施により、経常収支の黒字を確保します。 公有地取得事業収益以外の収益については、金融機関へのヒアリング等を実施し大口定期預金等の活用による有利な資金運用方法を検討します。 長期保有土地の貸付については、長期保有土地が減少する中でも、再取得までの期間や貸付を実施するための課題等を整理し、自動販売機等の更なる設置などについても検討し、新たな貸付収入を目指します。

実施結果(Do)	
	【指標1関連】 経常収支については、市が取組を進めている長期保有土地の解消計画に基づき適切に市への処分を進め、黒字を確保しました。ホームページに記載している保有土地に関する情報等について随時適切に更新し、保有土地の活用に向けた情報を提供しました。また、オンライン会議の実施等により、効率的に業務を実施しました。
経営健全化に向けた活動実績	【指標2関連】 公有地取得事業収益以外の収益の確保については、金融機関へのヒアリングを行うとともに資金需要を精査し、効果 的な資金運用方法の検討を行いました。また、事務室の配置を再点検し新たに事務室の一部スペースの賃貸を開始 し、長期保有土地については、有効な収入確保の検討を行いました。
	【指標3関連】 長期保有土地の貸付については、現在貸付中の保有土地について、駐車場や自動販売機の使用を目的とした貸付を 適切に継続し、一定の収入を確保するとともに、保有土地の活用に向け、シェアサイクル導入の可能性について新た に検討を行いました。

Ē	F ·	価	(Check)								
<mark>経</mark>	営領	全	化に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
Г	経	常卓	又支比率		目標値		100	100	100	100	
1	事業活動の結果である経常収益と、 それに費やした経常費用の割合		実績値	100.8	100.7	100.6			%		
Г	公有地取得事業収益以外の収益		の収益	目標値		30,000	30,000	25,000	25,000		
2	2 説明 附帯等事業収益と事業外収益の合計額		実績値	30,658	28,170	25,700			千円		
Г	長	期(呆有土地の貸付実施	割合	目標値		45	45	45	45	
3		钥	年度末の長期保有: する1年間を通じて1 地の件数の割合		実績値	55	42	60			%
	指標1 に対する達成度 る			a	a. 実績値が						
	指標2 に対する達成度			b. 実績値が現状値(個別設定値)以上〜目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上〜現状値(個別設定値)未満 d. 実績値が目標値の60%未満							
	指標3 に対する達成度 a			※個別設定的	直を設定してい	る場合は指標の	の説明欄に記載	Ì			

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

オンライン会議の実施等により、効率的に業務を実施しました。長期保有土地について、市が取組を進めている長期保有土地の解消計画に基づき 適切に市への処分を進め、経常収支の黒字を確保しました。既に貸付している保有土地については、継続して適切な貸付を行いましたが、市への処 分が進んだこと等により貸付収入が減少し、指標2の目標達成とはなりませんでした。公有地取得事業収益以外の収益については、効果的な資金運 用を検討するとともに、事務室の配置を再点検し新たに事務室の一部スペースの賃貸を開始し、増収に向け取り組みました。また、長期保有土地の 新たな貸付に向け、シェアサイクルの導入等について検討を行いました。

本市に よる評価

	区分		区分選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C	保有土地の貸付収入については、市への処分が進み、収入が減少したため指標2は目標を達成できなかったものの、長期保有土地の解消を進めながらも効率的に業務を執行し、また、適切に市への処分を進めることにより、経常収支の黒字を確保したため。

改 善(Action)								
	方向性区分		方向性の具体的内容					
実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	I. 現状のまま取組を継続 Ⅲ. 目標の見直し又は取組の改善きを行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	=	市が取組を進めている長期保有土地の解消計画により、今後、市への処分が進むと、現在貸付中の土地も処分することになり、従来の貸付収入の確保は難しくなることが見込まれます。引き続き、保有土地活用法については、現在の貸付を継続し貸付収入を確保するとともに、保有土地貸付以外の収益の確保に向けて、当面活用しない資金については、より効率的・効果的な資金運用方法等を検討します。					

法人名(団体名) 川崎市土地開発公社 所管課 財政局資産管理部資産運用課

3. 業務・組織に関する取組①(令和5(2023)年度) 項目名 業務改善 計 画(Plan) 執務室内の紙文書が多く、共有性や検索性の点で非効率になっています。また、オンライン会議が導入されていない 現状 ため、すべての会議について対面で実施しており、会議資料の準備や移動等に時間を要しています。 計画的に紙文書の電子化を推進し、共有性や検索性を向上させることにより、業務の効率化を進めるとともに、オンラ 行動計画 イン会議を導入することにより、会議準備にかかる時間を縮減させる等、効果的な会議運営を行います。 紙文書の電子化や不要な文書の処分について、計画的に取り組むとともに、電子化の推進により共有性や検索性を 具体的な取組内容 向上させ、業務の効率化を進めます。 また、引き続きオンライン会議を実施し、効果的な会議運営を行います。

実施結果(Do)

業務・組織に関する 活動実績

【指標1関連】

紙文書の電子化や不要な文書の処分について、対象文書の選定や手法などを検討し、廃棄及び電子化を推進する ことにより、共有性や検索性を向上させ、業務の効率化を進めました。 【指標2関連】

市や金融機関等との打合せ等をオンライン会議により実施し、会議準備にかかる時間を縮減させる等、効果的な会議 運営を行いました。

評	評 価(Check)								
業利	穷・組織に関する指標		目標・実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	紙文書電子化の推進		目標値		20	30	40	50	- %
ľ	説明紙文書の電子化率	実績値	-	22	31			%0	
	オンライン会議の実施		目標値		20	40	50	60	
2	説明 オンライン会議の実	施率	実績値	-	42	40			%
	指標1 a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満								
	指標2 に対する達成度	а	d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載						
		法人=	メント(指標に	対する達成度や	ら その他の成果	等について)			

・指標1については、紙文書の電子化や不要な文書の処分について、対象文書の選定や手法などを検討し、計画的に進めたことにより、目標値の30% を上回り目標を達成しました。

指標2については、オンライン会議を導入するための環境を整備し、川崎市との連絡調整会議等(7回開催)・金融機関との打合せ(3回開催)合計10 回のうち4回をオンラインで実施したことにより、目標値の40%となり目標を達成しました。

本市に よる評価

達成状況

目標を達成した

B. ほぼ目標を達成した

- 目標未達成のものがあるが
- 一定の成果があった

区分

D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った

紙文書の電子化や不要な文書の処分について、計画的に進めた結 果、成果指標である、「紙文書の電子化率」が31%となり、目標を達 成したため。

また、川崎市との連絡調整会議等(7回開催)及び金融機関との打合せ(3回開催)のうち4回をオンラインで実施した結果、成果指標で ある、「オンライン会議の実施率」が40%となり、目標を達成したた め。

区分選択の理由

改善(A	改 善(Action)									
実施結果(Do)	方向性区分		方向性の具体的内容							
や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	I. 現状のまま取組を継続 II. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 III. 状況の変化により取組を中止		引き続き、現状のまま取組を継続し、紙文書の電子化やオンライン会議の実施を通して、業務改善の取組を進めます。							

法人名(団体名) 川崎市土地開発公社 所管課 財政局資産管理部資産運用課

業務・組織に関する取組②(令和5(2023)年度) 「項目名 社会貢献

計画(Plan)

現状 職員3名で業務を実施しており、調達件数は少ないものの、障害者就労施設等からの調達について、市に準じた取組を進めることを検討しています。

行動計画

調達件数が少ない中で、電子化関連業務やホームページ関係業務等、障害者就労施設等から調達できるものについて検討し、市に準じた取組みを進めます。

具体的な取組内容

年度内に調達すべきものについて、調達対象物件の性質などを踏まえて障害者就労施設等からの調達が可能か検討 し、取組みを進めます。

実施結果(Do)

業務・組織に関する 活動実績 これまで実施している公社ホームページソフト利用及び運用支援業務に加え、点字名刺作成業務について、障害者就労施設等から調達を実施し、市に準じた取組を進めました。

評 価 (Check)

業務・組織に関する指標		目標·実績	R3年度 (現状値)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	障害者就労施設等からの調達の推進		目標値		1	1	1	1	14
1	説明	障害者就労施設等からの調達の実 施状況	実績値	_	1	2			件

指標1 に対する達成度

a d

- a. 実績値が目標値以上
- b. 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満
- c. 実績値が目標値の60%以上~現状値(個別設定値)未満
- d. 実績値が目標値の60%未満

※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント(指標に対する達成度やその他の成果等について)

公社ホームページソフト利用及び運用支援業務、点字名刺作成業務について、障害者就労施設等から調達を実施したことにより、目標を達成しました。

Α

本市に よる評価

達成状況

- A. 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった

区分

D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った これまで実施しているホームページソフト利用及び運用支援業務に加え、点字名刺作成業務について、障害者就労施設等から調達を実施した結果、成果指標である、「障害者就労施設等からの調達の実施状況」の目標を達成したため。

区分選択の理由

改善(Action)

	方向性区分	方向性の具体的内容		
実施結果(Do) や評価(Check) を踏まえた 今後の取組の 方向性	I. 現状のまま取組を継続 Ⅲ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	引き続き、現状のまま取組を継続し、障害者就労施設等からの調達を推進します。		

法人(団体名) 所管課 川崎市土地開発公社 財政局資産管理部資産運用課 ●法人情報 (1)財務状況 収支及び財産の状況(単位:千円) 令和5(2023)年度 令和6(2024)年度 令和3(2021)年度 令和4(2022)年度 令和7(2025)年度 営業収益(事業収益) 1,051,378 1,263,753 1,447,739 営業費用(事業原価) 1,033,01 1,245,585 1,428,925 営業費用(販売費及び一般管理費) 26,64 26,480 27,045 損 うち減価償却費 5.536 5.536 5,528 益 営業損益 △8,273 △8,312 △8,232 計 営業外収益 17,286 17,550 17,784 営業外費用 789 789 SU. 経堂指益 8 449 8 752 8.224 税引前当期絊利益 8 224 8 449 8 752 税引後当期純利益 8.224 8,449 8,752 総資産 11,848,201 11,630,987 11,595,895 流動資産 11.422.080 11.214.999 11,190,576 固定資産 426.121 415.988 405,320 曾 総負債 10,304,278 10,078,615 10,034,772 借 対 流動負債 304,278 78,615 10,034,772 固定負債 10 000 000 10 000 000 表 純資産 1.552.372 1.543.923 1.561.123 資本金 20 000 20 000 20.000 剰余金等 1 523 923 1 532 372 1 541 123 主たる勘定科目の状況(単位:千円) 令和3(2021)年度 令和6(2024)年度 令和7(2025)年度 令和4(2022)年度 令和5(2023)年度 事業収益 附带等事業収益 13,373 10 620 事業原価 附带等事業原価 1,965 2.046 1.25 総資産 公有用地 6,693,854 5,814,650 4,505,947 総負債 有利子負債(借入金+社債等) 10.000.000 10 000 000 10 000 000 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 | 令和6(2024)年度 | 令和7(2025)年度 本市の財政支出等(単位:千円) 補助金 負扣金 委託料 指定管理料 貸付金(年度末残高) 損失補償・債務保証付債務(年度末残高) 10.000.000 10,000,000 10.000.000 出資金(年度末状況) 20,000 20,000 20,000 (市出資率) 100.09 100.0% 100.09 財務に関する指標 令和3(2021)年度 令和4(2022)年度 令和5(2023)年度 令和6(2024)年度 令和7(2025)年度 3753.89 14265.69 111.59 有利子負債比率(有利子負債/純資産) 647 79 644 29 640 69 経営収支比率(経営収益/経営費用) 100 69 100.89 100.79 純資産比率(純資産/総資産) 13.5% 13.09 13.3% 経常費用に占める市財政支出割合 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用) 経常収益に占める市財政支出割合 ((補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益) 本市コメント 現状認識 今後の取組の方向性 本市が今後法人に期待することなど 本市は、平成31年2月に策定した「川崎市土地開発公 令和5年度の営業損益は、公有地の再取得額が増加し 令和6年度については、経常損益及び当期損益の黒字 たことにより公有地取得事業収益に含まれる事務費収入 を確保し安定した経営を行えるよう、公有地取得事業収 社に係る長期保有土地解消計画」のもと、令和9年度末 は増加したものの、市への処分が進んだことにより、貸付 等による附帯等事業収益が前年比2,704(千円)減少し、 益以外の新たな収入の確保について、検討いたします。 また、平成30年度に市が策定した「長期保有土地解消 の解消に向け、両者で連携し取り組んできました。計画は 概ね順調に進んでいますので、引き続き、公社と連携を 営業損失は8,232(千円)となりました。 計画」に基づき、長期保有土地の解消に向けて市と協力 図りながら、取組を推進していきます。 一方、営業外収益においては、事務室の一部スペース を活用し、増収に取り組みました。営業外収益により、経 また、先行取得需要や金利動向等を踏まえた的確な資 しながら取り組んでまいります。 金調達による簿価抑制の取組や保有土地が縮小していく 常損益及び当期損益の黒字を確保しておりますので、引 中にあっての収入確保の取組等について、両者で連携を 図りながら、引き続き適切かつ効率的な法人運営を行うことを期待しています。 き続き適切な運営を行っていきます

(2)役員・職員の投況(今和6年7日1日租在)

\ - / X -										
		常勤(人)		非常勤(人)						
	合計	(うち市派遣)	(うち市OB)	合計	(うち市在職)	(うち市OB)				
役員	2	0	2	4	0	0				
世呂	0	0	0	2	0	2				

【備考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解 ・理由

今後の方向性

- ・これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和4年3月に策定した「経営改善及び 連携・活用に関する方針(令和4年度~令和7年度)」に基づく、令和5年度の取組について評価を行いましたので 以下のとおり御報告いたします。
- ・本評価結果は、上記方針に基づく2年目の評価となるものであり、令和4年度取組評価において、新型コロナウイルス 感染症からの想定以上の回復状況により変更した目標値等を踏まえて取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを 着実に回していくことで、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「 連携・活用」を図っていくことにつながっていくものとなります。

1 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

- ・本市では、平成14年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。
- ・**平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定**し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。
- ・今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、**多様な主体との連携の重要性が増している**ほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」(平成26年8月5日付け総務省通知)等においても、「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。
- ・こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針について「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めました。当該指針において、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、毎年度、同方針に基づく各法人の取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

(参考)対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法 人 名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送(株)
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	(公財)川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	(公財)かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	(公財)川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	(公財) 川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
8		観光·地域活力推進部	川崎アゼリア(株)
9		産業政策部企画課	(公財)川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵(株)
11	健康福祉局	保健医療政策部	(公財) 川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	(公財)川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加·就労支援課	(公財)川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	児童家庭支援·虐待対策室	(一財) 川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	(一財) 川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市(株)
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	(公財)川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭(株)
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ(株)
21	消防局	予防部予防課	(公財)川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	健康給食推進室	(公財)川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	(公財)川崎市生涯学習財団

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

- ・前記1のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく取組評価の趣旨は、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくというところに主眼があるため、その実施を担保する取組評価となっています。
- ・即ち、具体的な取組評価シートにおいては、まず「法人の概要」、「本市施策における法人の役割」、「現状と課題」、「取組の方向性」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各視点から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています(各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方は次頁以降参照)。
- ・なお、法人情報として、各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等も確認できるようにしています。

≪取組評価シートの様式イメージ≫ 法人(団体名) 所管課 太市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する肌 経営改善及び連携・活用に関する取組評価 (1)财务状况 営業費用(売上原価 CHES 営業費用(販売費及び一般管理多 うち途価償却費 営業外収益 営業外費用 接人の無理 | 国代性 | 日毎日 | 内前性 | (今日 (今日 (903) | 1003) | 1003) | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 | 1003 本事無無機道に向けた 財命再構 経常損益 事業名 報告の会合 合作化 (AD) 税引用当期利利 評 価(Check) 国宝管亲 流動負債 固定負債 資本金 刺余金等 5総合計画上関連す 204 (日本大学学者) 実績値が目標値以上 実績値が現状値(個別設定値)以上~目標値未満 実績値が目標値の50%以上~現状値(個別設定値)未満 実施機能が目標値の50%以上 部標は に対する協助政 関連する市の分野別別 3. 業務・組織に関する理 現代者 日香田 自教者 単位 当成度 500-100 (中の 1980) (現の(1981) (見の(1981) (見の(198 水市に よる評価 助比率(流動資産/流動負債) 現状と課題 事業別の行政サービスコスト (子自信比率(有利子自信/総資産 (収支比率(経常収益/経常費用 実積値 説明 本市財政支出 (直接事業費) (※2)「4 日標を連絡」た R ほぼ日標を連絡した C 日標を連絡の利のがあるが一定の修算があった D 物理を下回るものが多くあった F 物理を主義に下回った 10%素質 10%以上~110%素質 10%以上~120%素質 (※4)[I. 現状のまま取組を継続、I. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、II. 状況の変化により取組を中止] (2)役員・職員の状況(令和6年7月1日現在) 取締の方向特 (会別5(2023)年度数銀銀癌の結果を除まえ 本市が会後法人に関係すること 対策の端化を従れ報分な - 現状のまま取締を継続 - 目標の見直し又は取締の改 者を行い、取組を継続

1 7

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

- ●各達成度の基本的な考え方
- a.実績値≥目標値 b.目標値>実績値≥現状値(個別設定値) c.現状値(個別設定値)>実績値≥目標値の60%
- d.目標値の60%> 実績値
- ●指標の単位が「%」のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化量が1%未満のものと、指標の単位が「%」以外のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化率が1%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合
- ⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。(原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%(105%)のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%(105%)のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。)
- ●目標値×60%が、現状値以上(良い)の場合
- ⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。
- ●目標値が現状値未満(悪い)の場合(個別設定値を設定している場合を除く)
- ⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。
- ●0に抑えることを目標にしている場合
- ⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。
- ●下がることが望ましい指標の場合
- ⇒区分を下記に読み替えた上で選択。
 - a. 目標値≥実績値 b. 現状値(個別設定値)≥実績値>目標値 c. 目標値の1/0.6≥実績値>現状値(個別設定値)
 - d. 実績値>目標値の1/0.6
- ●範囲内となることが望ましい指標の場合
- ⇒区分を下記に読み替えた上で選択。
 - a. 目標値の下限値≤実績値≤目標値の上限値 b. 想定なし
 - c. 目標値の下限値の60%≤実績値<目標値の下限値、又は、目標値の上限値<実績値≤目標値の上限値の1/0.6
 - d. 実績値 < 目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の1/0.6 < 実績値

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

		事件	列1	事	例2	事何	例3	事係	列4	事例	列5
指標に対する達成度	点数	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
С	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点(合計点:指	標の数)→	3.00		2.67		2.00		1.33		0.33
達成状況区	∕,	──拾煙にな	する達成度	の平均占							
A. 目標を達成した	, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	14 1/4 - 1/4	3	W.C. L. S.	→						
B. ほぼ目標を達成した	<u>t</u>	2.5		₹満	←						
C. 目標未達成のもの 一定の成果があった		1.5	以上~2.55	未満	•						
D. 現状を下回るものが		0.5	以上~1.55	未満	←						
E. 現状を大幅に下回	つに		0.5未満		•						

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③ 各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その 選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。

(目標値・実績値ともに(一)の場合、セルに斜線(\)を入力。)

行政サービスコスト 達成状況 に対する達成度	1). 実績値が目標値の 100%未満	2). 実績値が目標値の 100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の 110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の 120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した		(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが 一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

[※]行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、1)から4)となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

(参考)経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

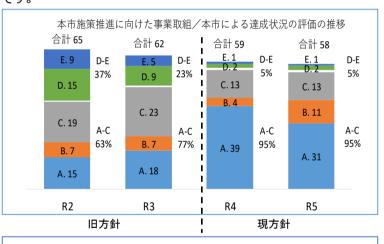
④ 今後の取組の方向性の選択の考え方

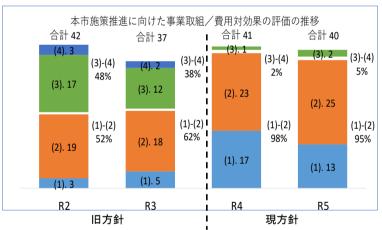
前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を3つの区分から選択。

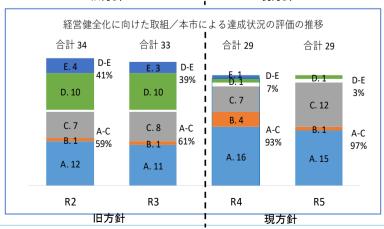
方向性区分	説明(選択の要件)
I.現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下の両方に該当する場合) ・前記②の「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1). 十分である」又は「(2). 概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A. 目標を達成した」又は「B. ほぼ目標を達成した」を選択
Ⅱ. 目標の見直し又は取組 の改善を行い、取組を 継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3). やや不十分である」、「(4). 不十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 (以下のいずれかに該当する場合) ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D. 現状を下回るものが多くあった」又は「E. 現状を大幅に下回った」を選択
Ⅲ. 状況の変化により取組 を中止	取組を中止する場合(その根拠を明確に記入。)

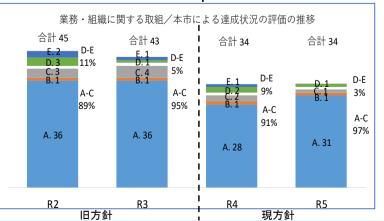
3 令和5年度 取組評価の総括

- ・本市施策推進に向けた事業取組は、23法人で58件の取組(うち40件の取組が費用対効果の評価あり)があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約95%、費用対効果の評価が「(1)又は(2)」となったものが約95%と、**目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった**一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが約5%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが約5%と、**コロナに起因する状況の変化などにより、目標未達となった課題のある取組も僅かに見られた**ところです。
- ・経営健全化に向けた取組においては、29件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られている一方、「D又はE」となったものが約3%と、経営健全化に向けて課題のある取組も僅かに見られたところです。
- ・業務・組織に関する取組については、34件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが約97%、「D又はE」となったものが約3%と<u>概ね適正な</u> 状況を保持しています。
- ・令和 5 年度については、令和 4 年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も着実な取組の推進が期待されますが、コロナに起因する状況の変化などにより、目標未達となった課題のある取組も僅かに見られていることから、本市施策への影響等も適切に把握しながら、取り巻く状況の変化に的確に対応し、対策を講じるなど、改善に向けた取組も求められます。また、今般の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化に伴うリスクを的確に捉え対応する視点も、引き続き必要です。









<本市による達成状況の評価区分>

- A. 目標を達成した
- B. ほぼ目標を達成した
- C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった
- D. 現状を下回るものが多くあった
- E. 現状を大幅に下回った

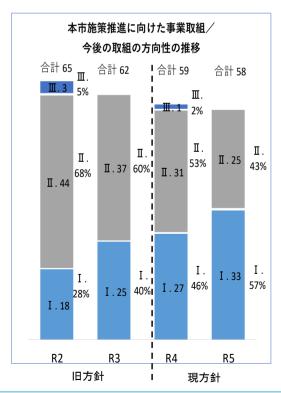
<費用対効果の評価区分>

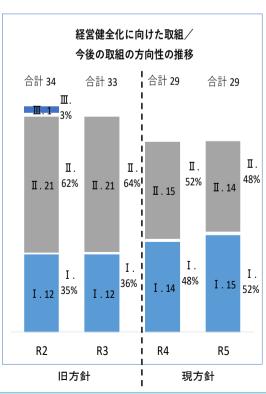
- (1). 十分である
- (2). 概ね十分である
- (3). やや不十分である
- (4). 不十分である

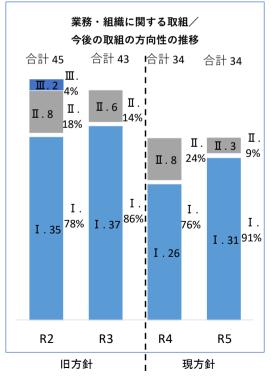
※端数処理の関係で合計数値が合わない場合あり

4 令和5年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

- ・下表の各取組において、令和5年度の今後の取組の方向性が「I」となった約57%、52%、91%のものについては、引き続き、法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていくことが必要です。
- ・各取組において、令和5年度の今後の取組の方向性が「II」となった約43%、48%、9%のものについては、その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促すとともに、市としてもより緊密な連携を図っていくことや、社会状況等の変化により、法人としての役割の整理等を実施していくことも求められます。
- ・なお、令和5年度の今後の取組の方向性が「II」となったものの中には、社会経済状況の変化により、関連する法人の経営計画に変更があったものや、令和5年度取組評価の状況を踏まえ一層の取組の推進を図るもの等もあり、その場合には、理由を明確にした上で、今回の評価に併せて目標値の変更を行うものとします。







<今後の取組の方向性区分>

- T. 現状のまま取組を継続
- Ⅱ.目標の見直し又は取組の 改善を行い、取組を継続
- Ⅲ. 状況の変化により取組を 中止
- ※端数処理の関係で合計数値 が合わない場合あり

令和6年8月6日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市行財政改革推進委員会 会長 伊藤 正次

令和5年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議 結果について

令和6年度第1回及び第2回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出 資法人等23法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和5年度の 取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和5年度 出資法人「経営改善及び連携・活用 に関する取組評価」の審議結果

令和6年8月

川崎市行財政改革推進委員会

目 次

- 1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について
- (1) 審議対象について
- (2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について
- (3) 取組評価の手法について
- 2 評価全般に関する審議結果について
- (1) 取組全体の評価
- (2) 審議内容
- 3 個別の評価に関する審議結果について
- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解
- (2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解
- (3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

- (1) 委員名簿
- (2) 審議経過

1 川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1) 審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和4年3月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」(以下「連携・活用方針」という。)の令和5年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、各法人の「連携・活用方針」に基づく2年目の評価となるものであり、評価全般に対し、令和4年度 取組評価において、新型コロナウイルス感染症からの想定以上の回復状況により変更を行った目標値等を踏まえた取組の進 捗状況を確認し、個別の評価については、方針策定時の現状を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるもの や、状況の変化により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2) 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する方針」の取組評価について

審議対象である各法人の「連携・活用方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和4年度から令和7年度までの4か年を取組期間として、実施するものである。

同方針においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の3つを取組の柱として、計 121 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3) 取組評価の手法について

各法人の「連携・活用方針」の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」に定める PDCA サイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した 121 の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に

係る現状・行動計画・指標と4か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画(Plan)して、当該計画に対する実施結果(Do)を記入し、実績値の評価(Check)を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善(Action)の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2 評価全般に関する審議結果について

(1) 取組全体の評価

ア 「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A 目標を達成した、B ほぼ目標を達成した又は C 目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが約 95%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが約 95%となっており、目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D 現状を下回るものが多くあった又は E 現状を大幅に下回った」となったものが約 5%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが約 5%と、新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化などにより、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ 「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97% と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、経営健全化が図られている一方、「D 又は E」となったものが約 3% と、経営健全化に向けて課題のある取組も僅かに見られたところである。

ウ 「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B 又は C」となったものが約 97%、「D 又は E」となったものが約 3% と、概ね適正な状況を保持していると認められる。

上記取組について、令和5年度は、令和4年度と同様に何れの取組においても一定以上の成果があり、今後も着実な取組の推進が期待されるが、新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化などにより、目標未達成で課題のある取組も僅かに見られていることから、本市施策への影響等も適切に把握しながら、取り巻く状況の変化に的確に対応し、対策を講じるなど、改善に向けた取組も求められる。また、今般の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化に伴うリスクを的確に捉え対応する視点も、引き続き必要と考える。

(2) 審議内容

ア 目標未達成となった取組の影響について

<本委員会の意見>

全般的には、目標値の変更後においても、着実に取組を進め成果を上げているが、目標未達成で課題のある取組が少ないことにのみ着目し、総括するのではなく、例えば、目標未達成となった取組の事業規模等によっても、市の施策へ与える影響等も異なると思われることから、こうした視点も踏まえた対応をすることも必要と考える。

<市の見解>

「連携・活用方針」に基づく取組評価は、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、 本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的とし、実施していることから、目標未達成となった課題のある取 組については、その要因分析を的確に行いながら、本市施策へ与える影響等も適切に把握するとともに、市と法人が緊密に 連携し、具体的な対策を講じるなど、改善に向けた取組が必要と考える。

イ 出資法人の存在意義等について

<本委員会の意見>

新型コロナウイルス感染症に起因する状況の変化や、物価・エネルギー価格の高騰、事業への更なる民間事業者の参画など、多様で変化の激しい社会状況にある中、法人の事業運営や財務面においても、影響が及んでいる状況も見受けられることから、法人の役割や存在意義については、将来における抜本的な見直しも視野に入れながら、整理、検討を行う必要があるのではないかと考える。

<市の見解>

「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」において、「連携・活用方針」に基づく点検評価により、著しく有効性及び効率性が低下し、状況が改善されない事業が把握された場合は、そのあり方や手法の見直し等を検討することとしている。

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところでもあるが、令和8年度を始期とする新たな「連携・活用方針」の策定に向けては、改めて、現状の課題や状況の変化を踏まえながら、「連携・活用指針」に基づき、出資法人が担う公共的な役割の妥当性等を検証し、法人の設立目的や存在意義等も含めて検討する必要があると考える。

- 3 個別の評価に関する審議結果について
- (1) 本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の財団本	・文化芸術施設の稼働率向上や同施設にお	効果的に施設や事業を周知するため、チラシに加え、市内の多
部事業について	ける主催事業の参加者増のための手法とし	様な文化イベント情報やギャラリー展覧会情報などを掲載したア
	て、従来型のアンケート、広報誌等による	ートニュースを毎月発行し、誰もが気軽に手にできるよう、多く
	発信は、受け手市民に十分に届いているの	の人が目にする各区役所や市民館・図書館、学校、市内公共施設
	か。SNS 発信、主要駅等での宣伝、マスメデ	をはじめ商業施設などにも配架するとともに、関連するイベント
	ィアでの取り上げなどの様々な手を尽く	等と連携した周知や財団のWEBサイトへの掲載など、市民に十
	し、民間事業者と伍していくだけのノウハ	分に届くことを意識した広報となるよう工夫しています。また、
	ウを活用することが必要不可欠ではない	広報動画や SNS での発信など、経費も考慮した効果的な広報とな
	か。	るよう努めています。
	・老若男女問わず刺さるための宣伝力が問	今後も、より市民の目に止まるような効果的な広報のため、浮
	われていると思う。ひとえに、事業を市民	世絵等の文化資源を観光活用することで、観光業との連携など、
	の目に止めさせるかが肝要ではないか。関	検討していきたいと考えています。
	連企業等とのタイアップを目玉として位置	
	付けることも有効ではないか。	

かわさき市民活動センターの青少年健全育成事業について

おくわくプラザの登録率が目標を下回っ 青少年の心でいること自体は問題ではなく、わくわく 政などと連携ですが高切に確 長を見守り、保されているかが重要であると考えられ しています。 る。この点からすると、「利用者満足度アンケート」の質問項目のうち、「活動内容 の充実につきは保護者に伝えられている」ことを肯定す の安全な居場る回答が 66.9%とやや低い点が気になる。 管理システム 予どもの居場所づくりに関する取組全体の 中でのわくわくプラザの位置づけを意識し 団体等の協力ながら、内容の充実や地域における認知度 りたいと考えの向上に努める必要があるのではないか。

青少年の心身の健全な育成を図るため、家庭、学校、地域、行政などと連携し、利用者のニーズに寄り添いながら、子どもの成長を見守り、多世代交流の場づくりはこれからも大変重要と認識しています。

ご指摘いただきましたとおり、事業を開始した当初から、内容の充実につきましては課題であると認識しておりますので、児童の安全な居場所として、入退室情報が保護者へ伝達される入退室管理システムの配信機能を活用した広報の検討など、多種多様な事業展開による内容の充実を図るとともに、併せて、地域の関係団体等の協力を得る中で地域における認知度の向上に努めてまいりたいと考えております。

川崎冷蔵の冷蔵・ 冷凍保管業務事業 について ・取扱量の減少等や、それに連動する主要な売上高の減少等への対応について、方向性の具体的内容に記載する取組が改善策となっているのか疑問に思われる。これまで対応していなかった SNS の活用に関する検討もよいが、果たしてどれだけの効果を見込んでいるのか。場内事業者の廃業等もあ

本市及び川崎冷蔵(株)が保有する現在の冷蔵・冷凍設備は、古いものでは建設後25~40年以上経過しており、卸売市場を取り巻く社会経済環境の変化に十分に対応しきれていないことが、 同社の経営動向に影響を与えていると考えています。

川崎冷蔵(株)の安定的な経営の実現に向け、当面は現行施設下における売上確保の取組に努めるとともに、市場内の冷蔵・冷凍設備が時代に合った規模・能力で整備される機能更新の動きに

	る中で、こうした減少分を取り戻すだけの	合わせて、効率的な業務体制を構築できるよう、本市や PFI 事業
	より具体的な取組の記載が必要ではない	者と連携を図りながら取り組んでいくことになります。
	か。	また、SNSの活用については、その効果の具体的な数字までは算
	・北部市場の機能更新もある中で、中長期	出しておりませんが、売上増加や企業認知度向上、人材確保等に
	的な課題ではあると思うが、法人の在り方	向けて、積極的に取り組んでいくという趣旨で実施を検討してお
	に関しても考えていく必要があるのではな	ります。
	いが。	
川崎冷蔵の冷蔵・	かなりの取扱量・稼働率の目標未達が見	川崎冷蔵(株)の冷蔵・冷蔵庫で比較的大規模に容積建て保管
冷凍保管業務事業	られるが、「場内事業者の廃業」とは具体	を利用していた水産仲卸業者のうち1社が、令和5年度に業績不
について	的にどれくらいのものか、どのような理由	振により廃業し、F級の365.2㎡が返還されました。
	でなのか。	一方で、令和5年度、事業者への営業活動を実施し、SF級容積
		建の冷蔵庫について水産仲卸の既存顧客2社が規模を拡張、新規
		顧客1社の利用開始につなげており、容積建稼働率の維持・向上
		に努めるなど、引き続き、事業者の利用拡大に向けて取り組みま
		す。

川崎·横浜公害保 健センターの検 査・検診事業につ いて

・ 近隣の医療機関での受診を希望する被認 定者が増加したために受診率が目標を下回 っていることに表れているように、本事業 は歴史的使命を終えつつあると判断するこ とができるのではないか。

・行政サービスコストの目標値が達成でき か。

・課題感に関しては、取組評価シートに記 載されているとおりと認識しており、他の 医療機関でも対応できるということは、こ の法人の存在意義を考えた時に、結果とし はないかと思われる。また、仮に法人を存 るだけの材料を示した上で判断することが | す。

センターの主な実施事業である検査・検診事業については、公 害健康被害被認定者は徐々に減少傾向にあるものの、現在約1.0 00人おり、そのうち40歳・50歳代が約50%を占めること から、サービスを継続的かつ効果的に受けられることが重要であ ると考えております。

さらに、昨年6月に策定した「川崎市アレルギー疾患対策推進 なかった理由が修繕費等の増加であるとさ「方針」のもと、気管支ぜん息を含めた幅広いアレルギー疾患に関 れており、施設・設備の老朽化が懸念されして、総合的な対策に向けて取組を進めていることから、こうし る。資産マネジメントの観点からも本事業|た取組と、センターで実施する一般市民の方も対象とした呼吸機 のあり方を検討する必要があるのではない | 能訓練・呼吸器健康相談との整合を図る必要があります。

議会からは、検査・検診事業が減収傾向にあること、センター で実施する事業を担えるその他の医療機関等が増加しているこ と、相対的にセンターの専門性等が薄れていること、法人の収支 │不足に対して、限りある基金を原資とした補助金で対応している ┃状況などを鑑みて、本市に対してセンターの在り方を含めて検討 て、法人の廃止という整理もあり得るので「するよう要請されたことに加え、今回いただいた御意見を踏まえ、 本市施策との整合を図りつつ、横浜市や法人などの関係者と協議 続させるとしても、存続させると判断でき|を行いながら、様々な観点から、総合的に検討を進めてまいりま

求められるのではないか。 ・いずれにしても、法人の在り方に関して は、今後の被認定者数の見込みや、法人に おける職員の人件費等について、中・長期 的な視点でしっかりと分析を行った上で、 検討を行うことが必要であると考える。 検査可能な民間医療機関が増え、当法人 から受診者がシフトしているのは好ましい 状況ではないのか。当法人は存在意義を転 換していくべきではないか みぞのくち新都市 顧客満足度において調査方法等が変更さ 令和4年度は、専門の調査機関(民間マーケティング会社)の の魅力あふれる再│れたとのことだが、どのような変更をした│生活者パネル調査の対象者のうち、ノクティ周辺の地域に居住し 開発ビルの管理運 のか。 ており、かつ、ノクティを利用したことがある方を抽出し、調査 営について 機関経由でアンケートを行いましたが、令和5年度は、アンケー ト依頼の対象・方法を変更しました。 まず、店内ポスター、リーフレット、ホームページ、ノクティ ビジョン、デジタルサイネージにより広く告知するとともに、 NOCTY メールマガジンにてアンケート依頼を行いました。その上 で、性別・年齢等の回答者属性の偏りを解消するため、回答が少

なかった属性のノクティポイントカード会員のうち、メールアド レス登録者(NOCTYメールマガジン配信希望者)に対して追加依頼 を行うという手法をとり、より正確な顧客満足度、ニーズ把握に 努めました。 ・新型コロナウイルス感染症の影響等との はじめに、今後のコンテナ取扱貨物量の回復の見通し等につい 臨港倉庫埠頭のコ ンテナターミナル「評価だが、今後のコンテナ取扱貨物量の回 てでございますが、令和6年4月~6月の取扱貨物量は前年同月 管理運営事業につ 復の見通しはあるのか。客観的な実情を確 |対比で約 20%の伸びを記録している状況であるものの、世界的な いて 認したい。 情勢としては、パナマ運河の渇水に伴う通航制限や紅海付近の情 ・航空貨物の需要増大なども踏まえれば、 勢悪化に伴いスエズ運河から喜望峰へのルート変更によりコンテ 本事業について当該法人が担うべきものか | ナ不足等のサプライチェーンがまだ復調しておらず、その影響も などについて抜本的な検証・検討を行うこ あって主要港への貨物の集約化などの動きにより川崎港は抜港の とが求められるのではないか。 対象となっている状況です。 今後、サプライチェーンが安定してくれば、コロナ禍前の水準 に緩やかに戻っていくと考え、引き続き既存顧客へのフォローア ップ、喪失顧客の再獲得、新規顧客獲得の展示会への出展等ポー トセール活動を行っていきます。 次に、本事業について当該法人が担うべきものかについてでご ざいますが、川崎港におきましては、川崎市港湾局と港湾関連事 業者等で構成する官民が一体となって構成する『川崎港戦略港湾

推進協議会』を中心にポートセールス活動を展開しており、出資法人である川崎臨港倉庫埠頭(株)は、本協議会の一部会であるポートセールス部会(PS部会)の一員として事業に携わっております。また、当法人は京浜港唯一の港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社とともに共同事業体を組み川崎港コンテナターミナルの指定管理者として指定されており、川崎港コンテナターミナルの管理運営に民間のノウハウや活力を導入し、サービスの向上や経費の節減を図るとともに、本市等と連携した積極的なポートセールスを行うことにより、同コンテナターミナルの活性化を図る役割がございます。

そのため、現状は出資法人のコンテナターミナル管理運営事業の評価指標の目標値として川崎港戦略港湾推進協議会全体の目標である年間コンテナ取扱貨物増加量 10,000TEU を掲げておりますが、昨今のコンテナ取扱貨物量の推移に関しては、出資法人の努力等ではなく、外的要因が多大に関係しているため、今後出資法人と協議を重ね、次期「経営改善及び連携・活用に関する方針」策定時においては、コンテナターミナル管理運営事業における当該法人が担うべき成果目標(評価指標)についての検証・検討を行ってまいりたいと思います。

生涯学習財団の寺 子屋先生養成事業 について

寺子屋先生養成講座受講者満足度が目標 を上回る実績を上げている点は評価できる が懸念される。事業を受託できなかった理 | 考えています。 由を精査し、組織運営・事業構想のあり方 を見直すことが必要ではないか。

これまでの受託実績により、寺子屋先生養成事業にかかる費用 を適切に積算し入札しましたが、今年度は受託には及びませんで が、令和6年度は事業を受託できなかったした。しかし、本事業は本市の委託事業であり財団の直接的な収 ことから、今後の財団の事業運営への影響 | 益事業ではないことから、事業運営への大きな影響はないものと

> 本事業は、市の「地域の寺子屋事業」の事業開始以来、中間支 援組織としての強みを活かして市と連携協働し、事業の特性など への理解を深め、市内小中学校の寺子屋開講に繋げるよう、より 効果的・実践的な研修を実施するなど、「地域の寺子屋事業」の 進捗に主体的に取り組み貢献してきました。今後も引き続き事業 内容や運営方法を見直し適切に費用を積算し、事業を受託できる よう取り組んでいきます。

(2) 経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項目	意見	市の見解
文化財団の自立性	民間のノウハウを吸収した上で、出資法	誰もが気軽に文化芸術に触れ、多くの市民が文化芸術の楽しさ
の確保について	人としての強みを生かした一過性ではない	を感じることができるよう、文化芸術活動を振興し、市民が文化
	自立性の確保について、どのような構想を	芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めることが必要であり、
	お持ちなのか。財団のアイデンティティが	文化財団は市の協働のパートナーとして、文化の専門的な組織と
	なければ、先行きは厳しいのではないか。	しての強みを活かし、多彩な文化芸術事業の実施、文化芸術施設
	民間にゆだねることも視野に旧来の常識に	の効果的な運営を行うとともに、多様な市民の主体的な文化芸術
	とらわれない運営を検討していただきた	活動を促進するために、文化芸術に係る中間支援の取組を推進す
	V'°	ることが求められます。
		文化財団は、様々な文化団体や事業者等とのつながりをさらに
		構築し、事業を幅広く展開することがより効果的と考えますので、
		事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や、多
		様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組強
		化など、専門的な組織としての役割を担い、本市との連携をさら
		に深めつつ文化芸術振興を推進するとともに、経費の効率的な執
		行や事業収益の確保につなげていきたいと考えています。

スポーツ協会の収 益性の確保につい て

令和 4 年度まで実施していた富士見公園 運動施設管理の終了、とどろきアリーナで 実施していた教室の縮小などが影響をあた えているようだが、今後、等々力緑地や富 士見公園の再編整備によってどのような状 況改善が見込めるのか。

「等々力緑地再編整備・運営等事業」及び「富士見公園再編整備事業」は両者とも PFI 事業として進められております。川崎市スポーツ協会はこの事業を受託した構成企業にいずれも参加していないため、施設完成後の管理運営等に参加することは難しく、収益の改善につなげることは困難な状況です。

経営健全化に向けては、財政基盤の安定化を第一に考え、経費や人件費の抑制を図り、好評な事業の拡大や料金設定の見直しの検討による収支の改善に取り組むとともに、業務分担の一部見直しを行い時間外勤務の縮減や、適正な人員配置について検証し、人件費の削減を実施してまいります。

スポーツ協会の収 益性の確保につい て 指定管理の終了等事業収益構造が大きく 主な赤字事業として、多摩川変化する中、外部収益増(新規獲得)と内 こともあり、約300万円の赤字部固定費削減に取り組むのは容易ではな スポーツ教室についても、赤字部 い。直ちに「赤字事業」を縮小・廃止するべ 約50万円)となっております。 きものではないが、全体では収支バランス こうしたことから、令和5年をとなればならない。個別にどんな「赤字 業の受託や、スキー&スノーボ事業」があり、どれくらいの赤字額である いて適正な価格とし、赤字事業 のか。 は、令和6年度に廃止いたしま

主な赤字事業として、多摩川マラソンは、定員が満たなかった こともあり、約300万円の赤字額となっております。また、桜本 スポーツ教室についても、赤字事業(約80万円、人件費を除くと 約50万円)となっております。

こうしたことから、令和5年度は、新たにスポーツフェスタ事業の受託や、スキー&スノーボード教室など一部事業の料金について適正な価格とし、赤字事業である桜本スポーツ教室については、令和6年度に廃止いたします。今後も、多摩川マラソンの参加者増に努めるとともに、各事業の利用料金についても見直しを

		行うなど、法人として収益性の確保に努めてまいります。
かわさき市民活動	第 5 期指定管理の受託施設数が減少した	補助金・委託料以外の収益といたしまして、子育て支援・わく
センターの法人の	ために市からの補助金・委託費以外の収益	わくププラザ事業収益(サービス利用料)及び青少年事業収益(実
自立化や経営の安	について令和6年度以降の目標を達成する	習生等の受入れに伴う謝礼金)(利用者実費負担)等がありますが、
定化の推進	ことが困難な状況であるとのことだが、そ	当該収益については、受託施設が減少することにより、それに比
7-1-	の原因や対応策を検討する必要があるので	した収益(自主財源)が減るという主旨で目標値を変更するもの
	はないか。	です。
		` ^ 。 引き続き、子育て支援・わくわくプラザ事業等の運営ならびに
		周知・広報により、自主財源の確保を図るとともに、当該項目以
		外の自主財源等についても、一層の増加に向けて検討してまいり
		ます。
川崎冷蔵の経常利	収益大幅減の中、人件費が想定より増加	これまで、経営改善を進めるため、最小限の組織を基本とした
益の確保について	(800 万円程度)とはどのような理由によ	業務体制で運営してきましたが、世代交代に対応し業務執行の安
	るものなのか。	定性・継続性の確保を目的として、1人採用したことなどによりま
		す。
		今後に向けては、安定的な会社経営を行うため、業務執行の内
		容・方法等の定期的な点検・確認・指導など、中期事業計画に基
		づく取組を進め、効率的な業務体制を維持しながら経費の削減に
		努めます。

川崎冷蔵の自立的・ 施について

使用料の減免が令和6年度からなくなる 安定的な経営の実一中、今後も厳しい経営動向が予想される。 目の前の経営努力はもちろん必要だが、国 際情勢の変化や物流 2024 問題など、大きな 経済環境にも対応していかねばならない。 中期経営計画のなかで抜本的な対応策は計 画されているのか。

現在の中期事業計画は、自立した経営の確保と場内外事業者へ 効果的な営業展開を取組の方向性として、卸売市場や冷蔵・冷凍 倉庫を取り巻く合和4年度末時点の状況を踏まえ、合和8年度末 までの4年間の計画として、令和5年3月に策定されたものです。

国際情勢をはじめとする、計画策定後の状況変化に対しては、 当面の間は、現在の計画に基づき臨機応変に取り組むとともに、 今後は、機能更新の進捗状況や令和7年度策定予定の「経営改善 及び連携・活用に関する方針」の内容等も踏まえて対応していき ます。

また、今後、電気料金の上昇に対応した利用料金の見直し等に より売上高の増加を図り、借入金を完済して安定的な経営環境の 整備を進めていきます。

川崎•横浜公害保健 の高い業務運営・改 善について

法人の存在意義や役割・機能の変化は必 センターの効率性 | ずしも悪いことではなく、好意的にとらえ るべき部分もはっきりさせるべきであると 考える。そのうえで、事業効率性には不断 の努力は必要であり、記載されているよう な検討をいたずらに先送りすることなく進 めるべき。

「川崎・横浜公害保健センターの検査・検診事業について」に おける市の見解と同様となります。

公園緑地協会の運 営の自立性の向上 について

新たな「協働の取組」の担い手確保に繋 げる取組の中で、中間支援組織として、協 会が持つ地域との繋がりや、専門知識はで う後もこの協会を存続させる理由とはなら ないものと考える。他の民間事業者ない でも、こうしたアドバンテージがないよとは 必ずしも言えず、また、等々力緑地のコント セッション事業がいよいよ動き出した中 で、今後、他の民間事業者の優位性や協会 に代わり担える部分が多く出てくると思わ れる。

現状、公園等の管理に関して、新たな取組の検討をしているとのことだが、取組評価シートに記載のとおりのアドバンテージによってのみでは、協会を存続させるだけの理由とはならず、また、市からも一定財政支出があることを考慮しても、協会を引き続き存続させることに対して、対外的な

本市では令和2年度に「パークマネジメント推進方針」を策定し、大規模公園を中心に民間事業者の持つアイデアやノウハウの活用により、収益性の確保や管理運営の効率化が見込まれる公園については、民活導入し、公園課題の解決につなげることとしていますが、一方でまとまった収益をあげることが困難な規模の小さい公園については、様々な主体との「協働の取組」を進めることで、保全、利活用など様々な課題の解決を目指すという、等々力緑地等に代表される大規模公園とは別のアプローチを取っています。

「協働の取組」の担い手の中心は、地域住民を想定しており、これまで協会が、長年かけて培ってきた地域住民との信頼関係は、民間事業者にはない強みと考えています。一方で、本市の公園管理の課題認識として、地域団体の高齢化等があり、既存の地域とのつながりだけでは、「協働の取組」を持続的なものとすることは困難であり、新たな「協働の取組」の担い手を公園に呼び込み、管理運営につなげる施策が必要です。この施策の推進には、公園の魅力発信、公園利用者間の活動や取組を連携させることなどこれまでの協会の活動の範囲を超えるものがあり、これらに対応するための体制をどのように構築するのか、法人自ら示す必要があ

説明も含め相応の覚悟が必要ではないか。

このような状況において、仮に協会を存続させる方向性であったとしても、例えば、他法人のような「中期事業計画」などの作成により、行政として、協会の方向性等を具体的に示していくことも必要ではないか。

ると考えています。

また、令和5年度から、当期の経常損益が約4,000万円の赤字となり、持続的な協会経営が困難な状況です。赤字解消に向けて、市からの財政支出のみに依ることなく、協会自らの経営努力により、改善する計画なしには協会存続の最終判断はできないと考えています。

(3) 業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解意見等特になし。

【参考資料】

(1) 委員名簿

氏名 (敬称略・五十音順)		役職等
出石	稔	関東学院大学 法学部長・法学部地域創生学科 教授
伊藤	正次(会長)	東京都立大学 法学部法学科 教授
		東京都立大学大学院 法学政治学研究科 教授
内海	麻利	駒澤大学 法学部政治学科 教授
藏田	幸三	一般財団法人地方自治体公民連携研究財団 代表理事
		東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー
		千葉商科大学 商経学部 准教授
黒石		PAパートナーズ株式会社 代表取締役/公認会計士

(2) 審議経過

- ・第1回委員会 令和6年7月4日(木)WEB併用会議にて開催
- ・第2回委員会令和6年7月25日(木)WEB会議にて開催

土地開発公社保有土地等の状況

1 保有土地一覧(令和5年度末)

	事業名	取得年度	面積 (㎡)	簿価 (千円)	再取得 予定年度	貸付収入額 (千円)※2
1	一般県道鶴見溝ノロ線用地	Н3	586. 98	2, 306, 645	R7∼R9	7, 529
2	生田緑地用地	Н3	4, 022. 39	838, 740	R4∼R6	4
3	準用河川平瀬川支川河川改修事業用地	H4	449. 57	331, 431	R7∼R8	_
4	市道麻生5号東百合丘77号,115号線用地	H4	572.56	468, 458	R9	383
5	市道南生田44号線用地	Н6	170. 57	137, 578	R7	_
6	水江町地内公共用地(5条)※1	H19	0.00	231, 897		
	小計(5年以上(長期)保有土地)6件		5, 802. 07	4, 314, 749		

7	主要地方道 横浜上麻生(柿生陸橋工区)事業	R4	288. 72	85, 578		
8	都市計画道路 野川柿生線(久本工区)事業	R5	138. 39	105, 621	//	
	小計(5年未満保有土地)2件		427. 11	191, 199		

	A	ᆖㅗ	6, 229, 18	4 505 947	7 016
		āT	0, 229. 10	4, 505, 947	7, 910

金額については、それぞれ単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。

- ※1 公有地の拡大の推進に関する法律第5条により取得した土地
- ※2 貸付収入以外の主な収益(公有地取得事業収益を除く)

雑収益 (ソシオ砂子ビル賃貸等) 14,681千円

有価証券利息 2,500千円

2 土地保有額の推移

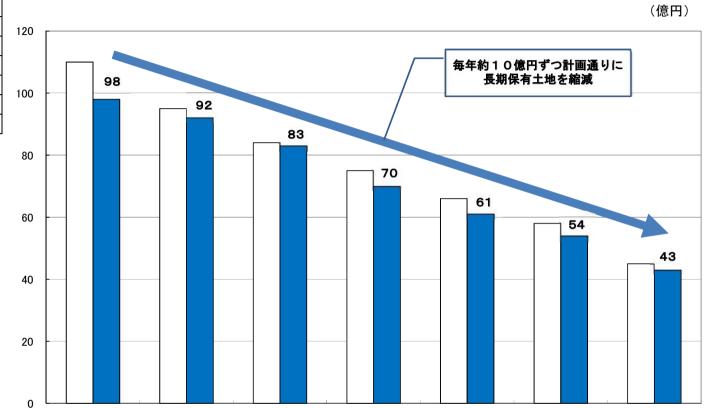
(億円)

H29

H30

R1

年度	年度末保有額	うち長期保有土地
H29	110	98
H30	95	92
R1	84	83
R2	75	70
R3	66	61
R4	58	54
R5	45	43



R2

R3

□年度末保有額

R4

R5

■うち長期保有土地

4 7